

独立行政法人地域医療機能推進機構法案の概要

① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、社会保険庁から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、RFOの存続期限（平成22年9月30日）後においても、社会保険病院等を存続させ、また地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、RFOから引き継いで新たな受皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構を設立する等の措置を講ずるものである。

② 新法人の概要

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構

役員 理事長、理事（常勤、非常勤）、監事

業務 病院（現在の社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院）、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置・運営を行う。その他介護保険法に規定する事業の一部を行うことができる。

施設の運営に当たっては、広く関係者の意見を聴いて、地域の実情に応じた運営となるよう努める。

財務 施設ごとの財務書類の作成、積立金の処分、長期借入金等について、所要の規定を設ける。

③ 新法人の設立等

- ・ 機構の設立時期は平成23年4月1日とし、それまでの間はRFOの存続期限を延長する。
- ・ 機構は、平成25年3月31日までを準備期間とし、それまでの間は病院の運営を従来の委託者に委託できる。
- ・ 船員保険病院については、平成22年1月1日にRFOに出資する。
- ・ 機構は、設立の際に、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継する。

④ その他

- ・ 医療法その他関係法令の規定の整備を行う。
- ・ 政府は、機構の成立の日から5年を目途に機構の在り方について検討を行うものとする。